

別表3 帯広市スポーツ振興事業 指導者養成等補助の算定基準

補助対象団体	補助の内容	補助対象経費	補助基本額	補助金額
帯広市スポーツ少年団本部	帯広市内の各スポーツ少年団指導者の養成及び活動に対する助成	帯広市内のスポーツ少年団が日本スポーツ少年団への加入登録に要する経費相当分とする	補助対象経費の10/10以内	予算の定める額

特記事項

- 1 補助対象経費の算出は、各スポーツ少年団指導者並びに団員一人当りの登録料に登録人数を乗じて得た額とする
- 2 補助対象となる登録人数は、毎年度6月末日を基準とし、その日までにスポーツ少年団登録を済ませた指導者及び団員数とする